

参考資料

令和 5 年第 1 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 5）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その5)

議案第 40 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 1

<議案第 40 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例>

堺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 23 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第 11 条の 5 第 9 条の 2 又は第 11 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 9 条の 2 の基礎賦課額と第 11 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 14 条及び第 15 条の 2 において同じ。）は、<u>630,000 円</u>を超えることができない。</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第 11 条の 5 第 9 条の 2 又は第 11 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 9 条の 2 の基礎賦課額と第 11 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 14 条及び第 15 条の 2 において同じ。）は、<u>650,000 円</u>を超えることができない。</p>
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第 11 条の 5 の 10 第 11 条の 5 の 3 又は第 11 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第 11 条の 5 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 11 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 14 条及び第 15 条の 2 において同じ。）は、<u>190,000 円</u>を超えることができない。</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第 11 条の 5 の 10 第 11 条の 5 の 3 又は第 11 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第 11 条の 5 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 11 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 14 条及び第 15 条の 2 において同じ。）は、<u>200,000 円</u>を超えることができない。</p>
<p>（新設）</p>	<p>附 則</p> <p><u>（令和 5 年度分の保険料に関する特例）</u></p> <p>4.1 <u>令和 5 年度分の保険料に係る第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号アの規定の適用については、同項第 1 号中「法第 82 条の 3 第 1 項の規定により大阪府が算定し、及び同条第 3 項の規定により通知</u></p>

する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1, 0 0 分の 85. 0」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき 29, 083 円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき 30, 824 円」とする。

4 2 令和5年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

4 3 令和5年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 45. 55 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 32. 69 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、

同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の21.76に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

44 令和5年度分の保険料に係る第11条の9第1項の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の43.95に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の56.05に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

令和5年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表
(付議案件綴及び同説明資料綴 その5)

令和5年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-22-0076